

施策名【学校教育】

章	節	施策		主要施策	事務事業コード	事務事業	管理办法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
1.生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり	1.将来を担う人づくり	2.学校教育	(5)	子どもの健康と安全対策の推進	1125-1	小中学校遠距離通学対策事業	簡易	1	通学用ヘルメット購入補助金	学校教育課	学務係	
								2	遠距離通学費補助金	学校教育課	学務係	
					1125-3	学校施設維持管理事業	通常	3	佐久市私立学校等防災機能整備事業助成金	教育施設課	学校施設管理係	

令和4年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	通学用ヘルメット購入補助金		
事務事業名称	小中学校遠距離通学対策事業	事務事業コード	1125-1
所 管	学校教育 部	学校教育 課	学務 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(その他事業補助金)
根拠法令等名称	佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱		法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 16 年)	終期設定 (有・無)	終期	令和 年度
目的	中学生の自転車通学に要する費用の負担軽減のため、ヘルメットの購入に要する経費に対して補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	通学距離が片道4キロ以上6キロ未満の中学校生徒で、自転車により通学する者。ヘルメット購入にあたり、1人につき1,000円を補助する。ただし、入学時1回に限る。			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人			
	名称(個人は除く)	—		
指標設定	設定の考え方	交付対象としてヘルメットを購入した生徒数について、過去の実績から目標値を設定する。	目標値	60人
	指標が数値でない場合の評価方法	—		

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付件数		68 件	43 件	—
決算額(予算額)		68,000 円	43,000 円	80,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	68,000 円	43,000 円	80,000 円
指標	目標値 (単位)	50 人	50 人	60 人
	実績値 (単位)	68 人	43 人	—
	達成率	136.0 %	86.0 %	—
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	—		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・例年50程度の交付件数があることから見ても、遠距離通学対象生徒の自転車通学に係る費用負担の軽減といった市民ニーズに応える事業である。 ・自転車通学生徒のヘルメット着用による安全確保といった効果が得られている。
	有効性	○		—

5 今後の方針(Action)

今後の方針	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでに、ニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	—
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでにニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

令和4年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	遠距離通学費補助金		
事務事業名称	小中学校遠距離通学対策事業	事務事業コード	1125-1
所 管	学校教育 部	学校教育 課	学務 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	サービス格差是正補助金
根拠法令等名称	佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱	法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 17 年)	終期設定 (有・無)	終期 令和 年度
目的	遠距離通学児童生徒が、通学のために要する費用の負担軽減のため、スクールバス又はスクールタクシー以外の通学に要する経費に対して補助金を交付する。		
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	児童生徒の居住地から学校までの通学距離が、小学校にあつては片道4キロメートル以上、中学校にあつては片道6キロメートル以上ある者。ただし、バス等の定期券の交付を受けている者及びスクールバス又はスクールタクシーの対象者は除く。補助限度額は、「佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱」の第4条(路線バスの乗車券の購入金額相当額)又は別表第2(第4条関係)による		
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 名称(個人は除く) -		
指標設定	設定の考え方	-	目標値
	指標が数値でない場合の評価方法	補助対象となる児童・生徒に通学手段を提供する。	

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付件数		0 件	0 件	-
決算額(予算額)		0 円	0 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	-	-	-
	実績値 (単位)	-	-	-
	達成率	-	-	-
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	遠距離通学対象者へは、スクールバス等の運行及び定期券の交付で対応しているため、補助金の交付は無かった。	遠距離通学対象者へは、スクールバス等の運行及び定期券の交付で対応しているため、補助金の交付は無かった。	遠距離通学対象者へは、スクールバス等の運行及び定期券の交付で対応する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	遠距離通学対象者へは、平成29年度からスクールバス等の運行及び定期券の交付で対応できているため、平成29年度以降の支給実績はない。ただし、事業者の路線廃止等により対応できなくなった場合には、遠距離通学の基準を満たす児童生徒に対して補助金の支給が必要となる。
	有効性	-		

5 今後の方針(Action)

今後の方針	現行どおり
今後の取組方針	遠距離通学対象者へは、平成29年度からスクールバス等の運行及び定期券の交付で対応できているため、平成29年度以降の支給実績はない。ただし、事業者の路線廃止等により対応できなくなった場合には、遠距離通学の基準を満たす児童生徒に対して補助金の支給が必要となる。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

- ⑤終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでに制度のあり方について見直しを行う。
- ⑧スクールバス等による対応の児童生徒との公平性を保つため、補助率を定率(1/2)とせず、補助要綱の第4条に規定する路線バスの乗車券の購入金額相当又は別表第2に示す支給額を上限とする。

令和4年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市私立学校等防災機能整備事業助成金		
事務事業名称	学校施設維持管理事業	事務事業コード	1125-3
所 管	学校教育 部	学校教育 課	総務 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(建設的事業費等費補助金)		
根拠法令等名称	佐久市私立学校等防災機能整備事業助成金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 29 年度 (経過年数 5 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	私立学校及び私立専修学校の安全・安心な学習環境の確保を図るとともに、教育施設の災害時における指定避難所としての機能の強化に資するため、学校法人等が市内で行う教育施設の整備に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	事業経費から国補助金、寄附金その他の収入の額を控除した額の10分の1以内。ただし、1,000万円を限度とする。				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人				
指標設定	名称(個人は除く)	学校法人 聖啓学園			
	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	当該要綱に該当する教育施設の整備があった際に予算の範囲内で助成金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付件数		0 件	0 件	
決算額(予算額)		0 円	0 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	-	-	-
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	- %	- %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	助成金の交付は無し	助成金の交付は無し	当該要綱に該当する教育施設の整備があった際に予算の範囲内で助成金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	交付の対象となる可能性のある施設が市内にあるため。
	有効性	×		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	交付の対象となる可能性のある施設が市内にあるため、現行どおりとする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】